２０２５年（令和７年）３月３１日

共同生活援助事業者　各位

藤沢市障がい者支援課長

藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業　令和６年度以降の単価について

日頃から、当市の福祉行政につきまして多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助の基本報酬における世話人の配置区分が６：１に一本化されたことに伴い、藤沢市障がい者グループホーム運営促進事業の令和６年度単価が別紙のとおり制定されました。令和７年度につきましても、同様の対応となりますので、ご確認お願いします。

なお、以下の点についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

・２０２４年（令和６年）３月末日時点の世話人の配置区分を４月１日以降も引き続き維持する場合は、基本分の世話人配置区分を従前のとおり適用する。

・２０２４年（令和６年）４月１日以降に世話人等の人員配置を変更した事業所、または、新規指定を受けた事業所については、基本分６：１を算定するが、基本報酬に加え人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は基本分４：１、基本報酬に加え人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は基本分５：１を算定する。

以上

（事務担当）

障がい者支援課　庶務・介護給付担当

電話：0466-50-3528

　FAX：0466-25-7822